

第4章 成績評価及び修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価の基準

成績評価の全体的な基準については、下記のとおり明確な設定がされており、学生に対しても、配付文書等を通じて、その周知が徹底されている。また、科目ごとについての評価基準（採点基準）についても、シラバスを通じて、事前に評価方法が明示されているほか、期末試験（期末レポート）の具体的な採点基準について、全科目を対象として一定の書式に基づく「採点基準」を紙媒体でファイルしたものを5階専攻事務室に常置し、学生や他教員の自由な閲覧に供している。

各科目の採点に関する具体的な内容（配点割合）については、各担当教員の裁量に委ねられているが、概ね、平常点と学期末試験により総合的に評価することとされている。また、平常点は単なる出席点ではなく、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等を勘案して評価することになっている。

具体的な成績評価の全体的な基準は下表1の通りである。

表1 成績評価の基準

評語	対象者	素点	Grade Point
A+	特に優秀と認められる者	90点以上 (成績素点90点以上の者が10%を超える場合には10%を目処とする)	4
A	優秀と認められる者	80点以上 (成績素点80点以上の者が30%を超える場合にはA+対象者含め30%を目処とする)	3
B	良好な水準に達していると認められる者	70点以上 80点未満	2
C	一応の水準に達していると認められる者	60点以上 70点未満	1
D	不合格	60点未満	0

ただし、必修科目以外の科目については、相当な理由がある場合には教務委員会及び専攻会議の承認を得て「A+」及び「A」の割合を変更できるが、できる限り上記の趣旨を尊重するものとされ、大きな逸脱を認めないこととしている。

このように厳格な成績評価に努めている。

なお、以上の成績評価の基準に関する学生への周知については、配付文書を通じて事前に行うとともに、各講義の初回時等にも口頭で説明を実施するなど、その徹底を図っている。

(2) 厳格な成績評価基準のための担保措置

当専攻では、上記の成績評価の基準に従った成績評価が行われていることを確保するために、以下のような措置を講じている。

① 成績照会制度

成績評価に対して説明を希望する学生に対しては、成績照会制度による対応を行っている。成績照会を希望する学生は、事務室で配布される「試験の採点結果に関する照会申請書」を所定の申請期間内に提出することによって、授業担当教員に対して成績評価の内容について説明を求めることができる。さらに、この照会に基づく授業担当教員の回答後も、なお成績評価に対して不服があるときは、当該回答受領後 1 週間以内に所定の書面をもって不服の申出をすることができる。当該不服の申出に対しては、授業担当教員及び申出人からのヒアリングの上、教員会議で協議し、然るべき回答を当該学生に対して行うこととなっている。なお、成績照会制度については、配布文書を通じて、学生への周知に努めている。

成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、期末試験終了後、専任教員の担当する講義系科目については、原則として講評会を開催し、できる限り詳細な採点基準等に関する情報の開示に努めている。また、講評会を実施していない科目についても、先述のように、「採点基準」等を示した一定の書式に基づく書面を学生に対して公表・配布する等の工夫を行っている。

② 成績データの共有

上記成績分布表は、各教員も自由に閲覧可能であり、担当者間はもとより、関係科目間においても、FD委員会の場を通じて回覧を行うなど、採点分布に関するデータが担当教員間で共有されている。また、今後、FD委員会における討議の基礎資料として、より積極的な活用を図るなど、データ共有化の実効性をさらに改善していく予定である。

③ 筆記試験採点時の匿名性

平成 21 年度の期末試験より、答案用紙に改良を加えて、採点時に答案用紙の学籍番号・氏名欄を覆い隠した形で採点を行っている。これにより、採点時

の匿名性が確保されることになり、採点者の恣意等を排した成績評価の客観性をより高めることにつながっている。

(3) 成績評価及び関連情報に関する開示

先述のように、成績評価の結果については、当該成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、期末試験終了後、専任教員の担当する科目については、原則として講評会を開催し、できる限り詳細な採点基準等に関する情報の開示に努めている。また、講評会を実施していない科目についても、先述のように、「採点基準」等を示した一定の書式に基づく書面を学生に対して公表・配布する等の工夫を行っている。

(4) 期末試験の実施方法に対する配慮

期末試験の受験資格（又は期末レポートの提出資格）として、当該科目の授業回数のうち、3分の2以上の出席が必要である。なお、授業を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き（3親等以内）により欠席した場合」又は「(3)やむを得ない事由により欠席した場合（授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で相当と認めた場合に限る。）」については、授業に代替する相当な措置（当該欠席授業時間の履修に相当する内容のレポート提出を原則とする。）により、出席とみなす措置を講じている。ただし、この場合であっても、授業回数の6割以上の現実の出席を必要としている。

(5) 再試験・追試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられている。追試験の受験資格は、期末試験を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き（3親等以内）により欠席した場合」又は「(3)授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で追試験を認めるのが相当と判断した場合」である（ただし、(3)は例外的に認める場合であり、出席状況等の平常の受講態度がきわめて良好であることを要する。）。これらの要件の充足を厳格に確認するために、追試験願の提出にあたっては、医師による診断書等の添付書類の提出を求めている。

再試験の受験資格は、所定の必修科目（再試験実施科目）において、成績評価が「D」となった者である。追試験、再試験のいずれについても、その実施方法は該当科目の期末試験に準ずることを原則とする。また、通常の期末試験受験者との間に不公平を生じさせないために、期末試験と同一または類似の問題の出題はしないこととしている。追試験の成績評価は通常の期末試験と同様の基準で行っている。再試験の成績評価は合格（「C」）又は不合格（「D」）のいずれか

のみとしている。いずれの試験においても、客観的かつ厳正な成績評価を確保するため、学修成果が所定の水準に達しているか厳正に判断している。

なお、再試験の再試験、追試験の再試験、追試の追試、及び、再試験の追試験は実施していない。

2 進級制

当専攻は進級制を採用し、下表2の進級要件及び到達度確認制度を共に満たさなければ進級できないこととしている。また、こうした進級制の内容については、配付文書等を通じて、学生に十分に周知されている。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、各学年における達成度を確保するために、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び「C」であった科目を再履修することに制限している。

表2 進級要件

(1) 所要単位数 (平成26年度以降入学者。なお《 》内は長期履修学生の場合。)	① 法学未修者	1年次	履修年次を1年次とする必修科目 31単位中20《17》単位以上修得
		2年次	履修年次を2年次とする必修科目 27単位中17《11》単位以上修得
	② 法学既修者	履修年次を法学既修者1年次とする必修科目 28単位中17《11》単位以上修得	
(2) GPA	各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき4点、A評価につき3点、B評価につき2点、C評価につき1点、D評価につき0点とし、進級には1単位当たりの平均成績値(GPA)が1.50以上であることを要する。		

なお、履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべてGPAに算入することとしている。科目の性質上、「法学基礎ゼミ」、「法情報処理」については、合格(P評価)・不合格(F評価)の評価基準を用いているため、GPAに算入しない。

3 修得したものとみなすことができる単位数

① 在学中に他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 38 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可した学生が、当該大学院で履修した科目について修得した単位を、専攻会議及び研究科運営委員会の議を経て、10 単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

② 入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 39 条の規定に基づき、本学入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、専攻会議及び研究科運営委員会の議を経て、10 単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

③ 法学既修者の取扱い

当専攻では、平成 25 年度（平成 26 年度入学生対象）に（法学既修者認定試験）を実施し、平成 26 年度（平成 27 年度入学生対象）以降は既修者コース試験を実施している。法学既修者については、1 年次相当の実定法基礎科目 30 単位分を一括して単位認定を行っている。既修者には上記①②の認定を行わない。

4 修了要件

平成 26 年度以降入学生の場合、修了所要総単位は 93 単位であり、その内訳は下表 3 のとおりである。さらに修了要件として、3 年次履修科目の GPA が 1.5 以上であることを要求している。

表3 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

		開設授業科目								修了 所要 単位数
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合計		
		科目 数	単 位 数	科目 数	単 位 数	科 目 数	単 位 数	科 目 数	単 位 数	
法律 基本 科目	公法系科目	10	16					10	16	16
	民事系科目	17	33					17	33	33
	刑事系科目	8	13					8	13	13
	その他					2	2	2	2	0
法律実務基礎科目		7	9	7	7			14	16	14
基礎法学・隣接科 目				7	7			7	7	4
展開・先端科目				27	40			27	40	13
合計		42	71	41	54	2	2	85	127	93

[特長]

- 学生が当該科目担当教員に対して行う成績照会手続のみならず、不服申出手続までを用意することにより、成績評価の客観性を確保している。
- GPA を進級要件だけでなく、修了要件にも適用することによって、厳正な修了認定を担保している

[課題]

- 該当なし。